

告示

埼玉県告示第六百七十三号

東秩父村における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	承認
東秩父村	平成二十九年度 平成三十年度 令和元年度	地籍簿一冊 安戸二地区(大 字安戸の一部)	令和二年六月 十五日